78

59

婦人の就業に関する諸見解

昭和46年2月

栃木
婦人少年室
栃婦収第　号
46. 13. 16

1部

目　次

1　経済発展における人的能力開発の課題と対策……(1)

（経済審議会答申　昭和38年）

2　保育問題をこう考える……(6)

（中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間

報告　昭和38年）

3　経済社会発展計画……(13)

（閣議決定　昭和42年）

4　婦人の地位の現状と展望……(15)

（婦人の地位に関する国内委員会レポート

昭和42年）

5　家庭にいる中高年婦人が職業をもつことについて……(19)

（婦人関係の諸問題に関する懇談会(提言)昭和43年）

6　新経済社会発展計画……(22)

（閣議決定　昭和45年）

7　家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告……(24)

（ILO第123号勧告　昭和40年）

8　変化する社会における婦人労働者に関する一般討議……(27)

（ＩＬＯ第48回総会　総会委員会報告）

9　変化する社会における婦人労働者に関する決議……(32)

（ＩＬＯ第48回総会）

10　ＥＥＣ諸国における婦人雇用に関係ある社会・経済上の諸規定……(36)

（ＯＥＣＤセミナー報告書）

11　婦人雇用に関する諸外国の考え方……(39)

1　経済発展における人的能力開発の課題と対策（経済審議会答申，昭和38年）

第2章　人的能力開発の課題

3　人的能力の活用

(3)　婦人労働力の活用

人口の半分を占める婦人の能力を経済社会のすべての分野において活用することは，人的能力政策の重要な課題のひとつである。わが国婦人労働力活用の現状は，量的にみれば全就業者の約4割に及んでいるが，男子労働力にくらべて，その活用の分野は狭く，活用上の質的格差は大きい。その理由は，婦人労働力の特性にある。一般に婦人は一生の相当期間を妻として，母として，家庭の主婦としての役割に費している。このため近代的な雇用条件の整った企業経営においても，婦人の職歴の多くは，学校を卒業してから結婚または子供の出生までの期間に限られ，退職して家庭に入った後は，生活が困難になったり，子供が成長してひまができない限り，婦人がふたたび労働市場にあらわれることはない。その

結果，平均的な勤続年数は男子の約半分にすぎない。このような婦人労働力の従来の特性から，終身雇用の慣行と年功秩序に特徴づけられるわが国企業経営においては，婦人はもっぱら未熟練労働力として活用されている。また婦人労働力に対しては，一般に短期間のものとみる向きが多く，男子に比してとくに企業内の技能養成訓練の機会が乏しく，婦人労働力を未熟練労働の地位にとどめる結果となっている。また婦人労働力に対しては特別の労働保護規制が設けられている。以上のごとき種々の理由により，婦人労働力の活用される職務は男子にくらべて狭く，婦人の才能の生かされる職務も制限される結果になっている。このような現実を反映して，企業経営の側においては，理念として男女平等を認めながら，実際に，婦人の職場を限定することになり，婦人労働者の側においても，一般的にこのような現実に支配されて積極的に職業訓練を習得する気慨に乏しいということになり，その結果婦人はつねに相対的に未熟練労働力として単純な作業についているという悪循環になっている。

しかし婦人労働力を活用する必要性は増大している。すなわち，第一は婦人労働力に適した職業分野の拡大である。国民経済における第三次産業の比重の増大ならびに技術革新の進展に伴う肉体的な労働の比重の低下により，事務やサービス的職業の比重が高まる傾向が認められ，また生産部門における職種についても婦人に適した仕事が大量につくり出されつつある。しかもこの婦人の適職のなかには，単純労働のみでなく，専門的知識技能を必要とする高度の仕事も含まれている。第二に，経済社会のあらゆる分野におけるハイタレント・マンパワーの需要は増大しているが，高度の専門的教育をうけ，すぐれた能力を持つ婦人を積極的に活用することが必要である。以上の必要性に対応して，婦人労働者の側にも，教育水準の向上や職業意識の成長が顕著であり，また家庭の生活様式の近代化と出産率の低下を通じて主婦の家事労働や育児の負担も軽減している。婦人労働力活用の必要性に応じうる婦人労働者側の主体的条件も徐々に整いつつあるといえよう。

（中　略）

以上のような婦人労働力活用の必要性を認識して婦人労働力を積極的に活用をするためには，第一に，経営秩序の近代化を図り，男女の性別にかかわりなく，個人の能力と適性に応じて人を採用し，配置し，訓練し，昇進させることが望ましい。同時に今後は婦人労働力を職務と技能に応じて個別的に管理することが重要になってくる。

第二に，政府および企業は婦人の適職についての調査を行うとともに婦人労働者の職業生活に必要な教育訓練の充実強化をはかり，職業についての知識技能を高める必要がある。

第三に，婦人，学校，家庭，使用者，労働組合，社会一般に対し，政府や地方公共団体の関係機関は，婦人の職業生活に必要な知識に関し，常に新しい情報を提供するとともに，広範な啓蒙活動を行うことが必要である。またこれに対応して婦人労働者側における近代的な職業意識のかん養が重要な問題となってくる。

なお，わが国においても将来は現在のアメリカ婦人にみられる如く既婚者の再雇用を含めた広範な活用が

期待されるのであるが，当面婦人労働力の活用に当っては，婦人労働力に適した分野において積極的に活用を図るとともに，それが一般の労働条件の引き下げの方向に働かないように，慎重に配慮することも必要であろう。

（後　略）

2　保育問題をこう考える（中央児童福祉審議会　保育制度特別部会中間報告　昭和38年）

二　保育はいかにあるべきか

〔第一原則 ── 両親による愛情に満ちた家庭保育〕こどもの精神的，身体的発達にとって，きわめて重要な意義をもつものは，乳幼児期における，保育に当るものと，こどもとの緊密な人間関係である。こどもの心身の健康を維持増進するとともに，よい人格を発達させ，安定した人格の持主とするためには，成人による具体的な養育が不可欠である。保育に当たるものと，こどもとの間の関係を，緊密で信頼に満ちたものとするのは，愛情であって，このような愛情関係を実現する場として，家庭はきわめて重要な役割を果たしてきたし，今後も果たさなくてはならない。こどもの精神的身体的発達にとっては，両親による愛情に満ちた家庭保育が，もっとも必要なものであり，これを保育の第一原則と考えたい。

〔第二原則 ── 母親の保育責任と父親の協力義務〕（略）

〔第三原則 ── 保育方法の選択の自由と，こどもの，母

親に保育される权利〕　第三の原則は，いかなる保育方法をとるかについて，両親に選択の自由が与えられなくてはならないということである。この場合の自由とは，保育に欠けるこどもを，欠けるままに放置しておいてもよいということではない。こどもを，保育所その他の施設に入れたり，他の保育者に委託したりしないで，みずからの手で直接保育したいと思う母親が，みずから保育できる自由である。そうするためには，母親がこどもの保育に専念できるように，父親の賃金をふやす労働対策，生活保護その他の社会福祉政策，児童手当制度など，公的な援助や保障が与えられなくてはならない。

逆に，貧しい母子家庭などの母親が，その生活を維持するために，こどもの保育をだれかに委託して働こうと思うなら，委託する自由もある。その要望に答えるには保育所その他の制度を充実しなければならない。さらに，選択の自由には，家庭の経済状態からみて，必ずしも母親の労働を必要としないと思われる家庭の母親が，社会的地位の向上，より高い生活水準，社会的活動や接触などへの欲求から，または，すぐれた能力や技能をもつ母

親が，なんらかのことに，一生を打ち込みたいとの欲求から，こどもの保育を他のものに委託して，一定の職業なり仕事に従事する自由もある。しかし，このような母親の自由だけでなく，一方において，こどもが母親に保育してもらう権利をもっていることも，忘れてはならないであろう。1951年に制定された児童憲章の第三項には「すべての児童は，家庭で，正しい愛情と知識と技術をもって育てられ，家庭にめぐまれない児童には，これにかわる環境が与えられる」と記されている。この項目は，二つの意味を含んでいるとみることができよう。一つは家庭における養育をオーにかかげ，これに恵まれていない場合に，これにかわる環境を与える。といっていることである。つまり，家庭における養育が，もっとも好ましいものであることを認めているのである。もう一つは，家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられる，といっていることである。この場合の正しい愛情とは，両親，兄姉その他の親族を含めた年長者の，正しい愛情であるが，一般的にこどもともっとも接触の機会が多いと思われ

る母親の愛情が，きわめて大きい役割をもつ，といってよいであろう。そうだとすれば，家庭で，正しい愛情をもつ母親によって保育されることは，こどもの権利である。と考えなければなるまい。

また，一九五九年に，国際連合第一四回総会において採択された児童権利宣言（中略）は，こどもに最善のものを与えることは，人類の義務であり，こどもにはこれを受ける権利があると宣言し，こどもはその母親から引き離されない権利をもっているといっているのである。わが国もこの児童権利宣言を認めており，その精神は，国民によって受けいれられているもの，とみるべきであろう。そうだとすれば，原則として母親は，みずからのこどもを保育する義務と責任をもち，父親その他の家族は母親に協力することを期待されているといわなければならないであろう。行政的にできることは，学校教育や社会教育において，未来の母親たちや，若い母親たちに，母親の責任を強調すること，あるいは，少なくとも乳幼児期においては，母かの労働よりも，こどもの保育のほうを選びやすいように，施策の面において配慮すること，

などであろう。

また，一定の職場をもつ未婚の婦人が，結婚してこどもを産めば，乳幼児期の間は職場を離れて，家庭でこどもの保育に専念し，こどもが成長すれば，再びもとの職場か職種に復帰できるとか，かりにこどもを産んだあとも，引きつづいて職場にとどまるとしても，職場の近くの施設にこどもをあづけ，授乳その他ある程度の保育ができるようにすることも，婦人の労働と，こどもの保育とを調整する方法といえる。それには，婦人自身が，明確な職業観をもち，不断の努力をしなければならないのはいうまでもない。そのような調整が，社会的な要望となるかならぬかは，婦人の意欲と努力次第といえるであろう。

〔第4原則 ── 家庭保育を守るための公的援助〕（略）

〔第5原則 ── 家庭以外の保育の家庭化〕　（略）

〔第6原則 ── 年令に応じた処遇〕（略）

〔第7原則 ── 集団保育〕　（略）

四　保育に欠けると思われる状況への対策

（前　略）

〔父母の労働による場合〕　この父母の労働によるもののうち，両親とも就労している場合には，その事実を前提として，保育対策を考えるか，ともかせぎの動因を調べ，ともかせぎという状態を解消することによって，保育に欠ける状態を改善するか，いずれがよいかという問題がある。ともかせぎにも，いろいろな動因が考えられる。ケ1は，家庭の経済状態に関係なく，母親がすぐれた才能や，特殊な技能をもち，社会に触れたいという希望から，一定の職業に就いている場合である。ケ2は，生活を維持するために，やむをえず母親が働いている場合である。ケ3は，生活水準を向上させるために，母親も働いている場合である。ケ1，ケ3の場合は，そのこどもの年令，家庭状況に応じ，訪問保母による家庭保育，保育所による保育を考えるべきであろう。ただし，収入に応じて，経費を負担させるべきである。経済的にみて，あるいはこどもの成長のうえで，両親による保育と，保育所などの他の保育のいずれがプラスになるかは，その

両親の判断にまかせるべきであり，両親に選択の自由を与えるべきである。ヤユの場合は，父親の収入だけで，家計が成り立つように，賃金政策の面での努力が望まれるが，しかし，当面の対策としては，こどもの年令，家庭状況に応じ，訪問保母，保育所の保育を考えるべきであろう。

（後　略）

3　経済社会発展計画（閣議決定　昭和42年）

6　労働力の有効活用

(2)　労働力の流動化と活用

上記の労働力需給基調の変化に対処し，労働力の流動性を高め，積極的にその有効活用をはからなければならない。低生産性部門の近代化や産業体制の整備は，労働力配置を改善し，発展部門に対する労働力供給を円滑化する意味をもつものであるので，これらの施策等の進けいをはかりつつ，総合的かつ計画的に以下の諸施策を講ずることによって，労働力需給の年令，地域などによる不均衡を是正し，完全雇用の達成をはかる。

（中　略）

第二に，中高年令婦人の活用のための条件整備をはかる。今後，労働力不足の激化に伴って，中高年令婦人の労働力としての役割が増大すると予想されるが，これら婦人労働者には，職業知識や技能に欠けることが多く。また，第3章においても述べるごとく家庭と

職場の二重の責任を調和的に果たさねばならないという問題等があるので，教育，訓練の充実とあわせて，職場の条件整備，家事援助等の施策をすすめる。

（後　略）

第3章　健全な家庭の形成と消費生活の近代化

3．健全な家庭の形成と消費生活の近代化

(2)　婦人の役割と福祉の向上

（前　略）

また、既婚勤労婦人、都市自営業主世帯の主婦あるいは農家の主婦などの有業婦人についても、世帯の細分化と人手不足の両面から勤労、家事、保育の重複による過重負担の傾向が目立ちつつあることに十分な配慮が加えられなければならない。

このような観点から保育所の増設、婦人に対する社会教育活動の強化、主婦の健康管理を徹底するための定期的健康診断の普及、勤労婦人の職場における環境整備、福祉・厚生施設の拡充、さらに農村における生活改善事業等の施策を強力に推進する。

4　婦人の地位の現状と展望

（婦人の地位に関する閣議委員会レポート　昭和42年）

研究テーマ2　生活周期の変化と婦人の経済活動

出生児数の減少による未子出産年令の低下から，主婦が育児を一応終る時期が早くなったことや，平均寿命の延長にともない老令化の時期がおくれたこと，等の一連の要因が，余暇のある婦人の中高年期を延長しつつある。このような生活周期の変化は，婦人の人生設計に多くの変革をもたらすと考えられるが，とくに婦人の経済活動周期に対する影響が大きいと思われる。すなわち，若年未婚時代における就労のほかに，家庭責任の軽くなった中高年期における就労の可能性が生じてくる。しかも，この第二次の活動期は，第一次のそれより長期のものとなりうるのである。

欧米諸国では，このような生活周期の型がつとに形成されており，その周期のリズムに適合した就労パターンがすでに普遍化し，育児のために一たん退職した婦人が，中高年期はふたたび職場に出て活動することが多い。このような就労パターンのなかで，婦人は家庭生活との調

和を比較的円滑に維持しながら，長期にわたって，安定した労働力として，経済活動に活発に従事している。

わが国では，近年中高年婦人の就労が増加しているとはいえ，全般的には依然として婦人の雇用は若年層に集中している。すなわち，わが国特有の雇用・賃金慣行の中で，一般的にいったん離職すると再就職が困難であること，従来の若年短期就労という婦人労働のイメージが強いことなどにより，中高年期における婦人の再就職は低調であり，また，再就職した場合も，その有する能力が適切にいかされないことが多い。このため，生活周期の変化によって生じつつある中高年婦人のエネルギーは活用されず，反面乳幼児をもつ比較的若い既婚婦人が，家庭と職業の両立に困難を感じながら，就労をつづけている例が少なくない。

今後においては，婦人が各自の人生設計にあわせて就労の時期を自由にえらび，家庭生活との調和を保ちつつ，その能力を十分に生かして働くことがのぞましいが，そのためには，雇用対策の推進，労働条件・労働福祉の向上等，労働経済面における一般的施策の推

進とともに，婦人の生活周期に適合するような就労周期のパターンの形成のための方策が必要であり，同時に婦人の側においても，このような近代的就労の型に見合った資質の向上がはかられなければならない。

なお，このような"中年期再就職型"の就労パターンが一般化した場合においても，経済的その他の理由により，育児期間中も就労をつづける婦人のために，その援助が必要であることはいうまでもない。

ノ　若年期における職業生活の基礎づくり

一般に婦人がその生涯の間に，職業に従事する期間が次第に長くなることが予想されるので，若年期において，将来の職業生活の基礎となる職業観が確立され，職業技術・技能の習得が行なわれるようにすることがきわめて重要である。

（中　略）

2　育児期間中における経済活動の休止を可能にするための条件整備

育児期間中家庭にとどまることを望む婦人が，経済

的理由により就業を余儀なくされることのないように，諸条件を整備することが必要である。（中略）

3　育児期間中に就労する婦人に対する援助

幼児をもって働く婦人のために，育児の負担や不安を軽減し，子の福祉を守るための方策が必要である。

（中　略）

4　中高年令婦人の能力開発

中高年期の就労は，婦人の生涯の職業生活のなかで，最も長期にわたる部分になることが，今後，予想されるので，中高年令婦人の能力を開発し，有効に生かすための方策をすゝめることが必要である。

（中　略）

5　"中年期再就職型"就労パターンの育成

"就労期 ― 育児期 ― 再就労期"という周期パターンの一般化のための条件整備をすゝめることが必要である。

（中　略）

5　家庭にいる中高年婦人が職業をもつことについて〔提言〕

（婦人関係の諸問題に関する懇談会，昭和43年）

経済の高度成長に伴う雇用の著しい伸びは，新規学卒者などの若年労働者や技能労働者の不足から，次第に全般的な労働力需給のひっ迫という形になり，産業界のみならず社会サービス部門においても，家庭にいる中高年婦人の進出をうながしている。

他方，家庭にいる中高年婦人の側においては，平均寿命の伸長に加えて，出産児数の減少，核家族化の進行，家事労働の軽減等により，家庭管理のほかに，職場，その他の分野において活動しうる時間的余裕ないしは生活期間が生まれ，産業界，その他の社会的要請に応える傾向を強めつつある。

中高年婦人の職場への進出は，上記のように経済情勢や家庭生活の構造的変化などによって促進されている。しかし，それは本来的には中高年婦人自らの人生観，家庭設計などを通して，人生の生き甲斐をいかに見出すかという観点から，自主的に判断されなければならない。

今日，社会経済の諸事情は，急速に変化しつつある。

従って，中高年婦人の職場進出に即応するための各種の体制の整備を急ぐことは勿論であるが，それとともに，中高年婦人が自らの進路を選択していくという主体性の確立も，強く要請される。

中高年婦人が職業をもつこととした場合，主たるものとして，次のような問題があげられる。

1　職業をもつかいなかの選択の際に，あるいは選択の後において，多くの婦人の意識の上の動揺がみられること。

2　職業生活と家庭生活の調和が十分とれていない場合があること。

3　パートタイマーの大量進出などによって労働条件の低い労働者層が形成されるおそれがあること。

家庭にいる中高年婦人が職業をもつことについては，上述の諸事情が十分に配慮されることが必要である。このためには，婦人の思考，生活の変化，あるいは社会経済の変動等の進展におくれないよう，高度産業社会への発展の長期展望のもとに，その関係施策が積極的な姿勢で，国，地方公共団体，教育界，産業界などにおいて展

開される必要がある。

婦人の就業に関しては，教育訓練の実施，雇用慣行上の男女差別の是正，最低労働条件の確保，家庭生活との調和のための社会的な援助等検討すべきことが多いが，本懇談会は，とりあえず家庭にいる中高年婦人に対する教育関係の事項については，懇談結果の概要を下記のとおりまとめた。懇談会の性格上すべてのことを網羅してはいないが，施策展開の上に反映するよう各方面の努力を求めたい。

（略）

6　新経済社会発展計画（閣議決定，昭和45年）

第1部　計画の課題

2　計画をめぐる内外情勢

3）労働力事情と社会条件の変化

経済の高度成長とともに，1960年代に入って労働力不足は次第に強まってきたが，1970年代には，過去の出生率の低下の影響をうけて労働力人口の新規供給が減少し，少なくともこの面からは労働力不足に拍車がかけられることになろう。とくに，雇用需要の高い若年層は，出生率の低下と進学率の高まりによって顕著な減少が予想され，かつ，労働力の高令化が進むであろう。こうした労働力不足等に対して産業構造の変化や労働節約投資がこれまで以上に活発化するとみられるが，とくに中高年令層の産業間，地域間等の移動や再訓練などによる適応性の強化が必要になってくるであろう。また，女子労働力の有効活用や地方的労働事情にあわせた産業立地による労働力活用がこれまで以上に進められなければ，事態は深刻化してくるであろう。

（後　略）

第2部　課題達成のための政策

4　労働力の有効活用

(1)　中高年令者等の活用

（前　略）

さらに，今後は，中高年女子労働力の進出を期待する度合いが高まることとなるが，この層の労働力の活用に当っては，主婦としての責務や労働能力など を考慮し，勤務時間，作業環境，作業方法，職場適応などについて家内労働者も含めて特別の配慮が払われなければならない。また政府においても，この層の特質を考慮して，社会環境の整備，職業相談，就職のあっ旋，職業能力開発のための指導や訓練などの施策を強化する。

（後　略）

7　家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告　（ＩＬＯ第１２３号勧告）

国際労働機関の総会は，理事会によりジュネーブに招集されて，１９６５年６月２日にその第４９回会期として会合し，

多数の国において，労働力の不可分かつ重要な部分として家庭を離れて労働する婦人の数が増加している事実に留意し，

これらの婦人の多くは，その家庭と労働とに対する二重の責任を調和させる必要から生ずる特殊な問題に直面していることさらに留意し，

これらの問題の多くは，家庭責任をもつ婦人労働者の雇用機会に特に関係するものであるけれども，他の労働者にも関係するものであり，また，１日及び１週の労働時間の漸進的短縮のようなすべての労働者に影響する措置によって相当に緩和することができるものであることに留意し，

家庭責任をもつ婦人の直面する特殊な問題の多くは，婦人労働者に特有の問題ではなく，その家庭及び社会全体の問題であることにさらに留意し，

すべての関係者の最善の利益と一致する方法でこれらの問題を解決するためには継続的な社会適応が必要であることを認め，

これらの問題について，政府及び関係のあるすべての公私の団体が広く社会的，経済的及び法律的な観点から考慮を払う必要があることを自覚し，

この会期の議事日程の第5議題である家庭責任をもつ婦人の雇用に関する提案の採択を決定し，

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して，

次の勧告（引用に際しては，1965年の雇用（家庭責任をもつ婦人）勧告と称することができる。）を1965年6月22日に採択する。

総会は，各加盟国が国内事情の許す限り完全にかつすみやかに次の規定を適用すべきことを勧告する。

I　一般原則

1　権限のある機関は，関係のある公私の団体，特に使用者団体及び労働者団体と協力して，かつ，国及び地方の必要及び可能性に従って，次のことを行な

うべきである。

(a) 家庭責任をもつ婦人で家庭を離れて労働するものが，差別待遇を受けることなく，かつ，1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約及び国際労働総会によって採択された婦人に関する他の基準に定める原則に従って労働する権利を行使することができるように適当な政策を追求すること。

(b) 婦人が家庭と労働とに対する各種の責任を調和的に果たすことができるような施設の発展を奨励し，促進し，又は自ら行なうこと。

II 公衆に対する情報及び教育 （略）

III 児童保育の業務及び施設 （略）

IV 就職及び再就職 （略）

V 雑 則 （略）

8　変化する社会における婦人労働者に関する一般討議

（ILO第48回総会　総会委員会報告）

一般討議を通じて多数の発言者が，その各自の国々における婦人労働者の地位をのべ，そして，婦人が労働力にますます加わっていることと彼女らが経済で果した重要な役割とを強調した。多数の政府委員は勿論のこと労働者委員が，性別にもとづく差別的取扱いなしに，平等を基礎として労働权を婦人に保証すべき必要を力説した。大陸の近代的憲法が婦人のため認めたこの权利を行使するためには，一般的関係の範囲内で，これらの婦人が直面した特別の問題を解決することが必要である，ということが強調された。数名の発言者は，しかしながら，これを行なうためには，法律を採択することでは十分ではなく，世論にしっかりと立脚して残存した偏見への反対運動をおこなうことがやはり必要だ，と指摘した。その他の政府委員は，婦人が，特に彼女らが幼児を保育していた場合には，彼女らの家庭の責任と勤務上の責任とを両立させるのがむずかしいであろう，という懸念を表明した。幾人かは，家庭の責任を有する婦人が，彼女らが家庭にとどまりたいと思うかまたはその家

庭外で働きたいと思うか，を自由に選ぶ機会をもつことを，例えば援助措置，つまり若干の婦人たちにその家庭外に職を求めるよう強制する経済的窮迫を減らすために何けられた援助措置によって，保証することが必要であると，述べた。

婦人の普通教育及び職業訓練の重要性が大変多数の発言者によって強調された。もし婦人があらゆる活動部門におけるすべての職業的階級を，平等な具合に，占めうるとするならば，しっかりした訓練が必要条件であるということ，なおまた，婦人の能力を，彼女らに彼女らの国々の経済的及び社会的発展にもっとも効果的な貢献をおこなわさせておくために，啓発することが絶対必要であるということが，強調された。この訓練は，女子に対してのみならずある不在期間ののちに労働力に再び入るのでその技能を補習または引き上げる必要がある婦人に対しても与えられるべきである。多数の発言者の見解では，婦人は，より多くの訓練機会を享受すべきであったし，また，完全な同等の立場で現行の施設に行けるようにすべきであった。特に農村及び手工部門に関して，発

展途上の国々における婦人の普通教育及び訓練を拡充する必要が，強調され，そして，若干の委員は，ＩＬＯがこの分野におけるその活動を強化することが望ましいという希望を表明した。

労働者委員と若干の政府委員とは，婦人の労働に関して総会により既に採択された基準のより多くの批准とより十分な適用とを保証する必要を力説した。かれらは，健康及び母性保護に関する基準のことのみならず，雇用及び職業における差別的取扱いや同等の報酬に関する基準のことも考えていた。同等の報酬に関しては，多数の発言者が，団体交渉及び協約を通じて同原則を適用するに際して得られた成功をのべたが，１９５１年の同一報酬条約を履行する方法について指導を諸政府に与えるのが役に立つであろうとということものべられた。

家庭の責任を有する婦人を助けて彼女らの家庭の仕事と勤務上の仕事とを両立させてやる必要が強調された。特に児童保育のための公共的業務が，これに関して必要な１つの役割を演ずることができるであろうということが，指摘された。しかしながら，若干の政府委員が児童保育業務の

開設は权限ある機関の責任であるべきである，との見方をしたのに対して，その他の政府委員は，これらの機関の役割がオーにこれらの業務のための基準を定めることであるべきである，とまた，そのような業務を開設するのが誰の責任であるかを一々のべないのがよい，と考えた。

若干の委員は，かれらが，家庭の責任を有する婦人に彼女らの勤務を続けること，そしてそれと同時に彼女らの家事の仕事をもっと容易に遂行することを得しめる一手段としてパート・タイム雇用に賛成である，と述べた。その他の委員は，パート・タイム雇用が，婦人の賃金及び雇用機会を，彼女らの勤務に周辺的性格を与えて，低下させるかもしれぬ，との懸念を表明し，そして，その問題が家庭の責任を有する婦人のみならずその他の部類の労働者にもまた重要な問題であるという事実に注意をかん起した。パート・タイム雇用を定義するのが有用であるということがのべられた。

いくつかのその他の提言と意見が，討議中，特に次の問題，すなわち，婦人の必要についての公教育，作業場

所における婦人の勤務を軽減する手段に対する調査，婦人労働者の定期的予防検診，労働時間と公共輸送の調整の促進，また農業に従事する婦人の問題へのより一層の留意を払うことについての必要性の問題について，述べられた。これに関しては，次の2つの必要を両立させる必要に重点が置かれた：婦人の勤務の若干の局面を考慮にいれることの必要及び婦人の最上の利益に反するであろう余りに融通のきかぬ措置を避けることの必要。

（以下略）

9　変化する世界における婦人労働者に関する決議

（ＩＬＯ第４８回総会）

国際労働機関の総会は，

現代社会における婦人の益々重要性を加える役割と婦人労働がその国の生産力の発展のために必要であるという事実を認識し，

家庭を離れて働く婦人の数が多くの国々において相当増加しており，この傾向は特に工業国において顕著であるが，経済開発途上の諸国においても著しいことに注目し，

婦人労働者の問題は，原則として男子労働者の問題と区別されるべきではなく，政策および措置の同じ一般的枠内で解決されるべきであるが，それにも拘らず，婦人は各種の差別待遇および多くの責任より生ずる特殊問題に直面しなければならないことは確実であることを考慮し，

経済的社会的に非常に進んだ国々においても，その達成された大きな進歩にも拘らず，婦人労働者はなお差別待遇をうけている場合が多いことに留意し，

更に，若干の開発途上の諸国においては，婦人労働者が直面しなければならない問題は大部分経済成長の段階の低

さの反映であって，男子よりも女子の間により広汎に見られる文盲，教育の欠如，職業訓練の欠如および雇用の欠如によって悪化させられていることに留意し，

婦人の雇用に関する態度および社会法令を新しい傾向に適応させ，また，婦人に対する差別待遇を除去することを目的とするあらゆる措置を奨励することによって婦人の働く権利とその経済活動に対する寄与の価値を認めることが必要であることを考慮し，

ＩＬＯがこれらの目的の達成を指向した基準を認定しておりかつ多くの加盟国がまだ正式に当該文書を受諾していないことを考慮し

１　加盟国に対し

(a)　１９５１年の同一報酬条約および１９５８年の差別待遇（雇用および職業）条約を批准して十分にこれを実施し，かつ

(b)　少女および婦人に関し１９６２年の職業訓練勧告の規定を実施するため，

あらゆる可能な措置をとるよう強く要請する。

２　国際労働機関のすべての加盟国に対し次の事項に適当

な措置をとることが望ましいことを考慮するよう要請する。

(a) 国内行政機関またはその他の適当な機関の枠内に、婦人労働者の機会、必要および問題に関する調査、企画、計画および措置を調整するための中央機関（a central unit）を設置すること。

(b) 労使団体およびその他の主として関係のある機関と協議するための系統的な取決を発展させること

(c) 婦人の雇用および労働条件のすべての側面に関する情報の配布を奨励すること。

3 婦人労働者のため既にILOによってなされた事業を認め、事務局長に対し、婦人の労働ならびに婦人の経済社会生活への参加に関する情報のしゅう集、分析および刊行を含む婦人労働の分野におけるILOの活動を拡大強化し、特に次の事項を行なうよう要求するよう理事会に要請する。

(a) 婦人労働者の問題に関するコンサルタントの1959年の会合の結論を特に考慮して、少女および婦人の職業訓練に関するILOの研究調査を継続すること。

(b) 技術進歩特に機械化およびオートメーションの婦人労働者の雇用，技能および職業訓練に及ぼす影響を研究すること。

(c) 特に植栽を含む農業における婦人労働者の労働条件および社会保障を検討すること。

d) 新しい職業病の発生と多数の婦人が雇用されている活動部門におけるそれらの職業病に対する保護方法を研究すること.

4 婦人労働者にとって特に関心のある要求にできる限り速かに満足を与えるために婦人労働者問題に関するコンサルタント部会（the Panel of Consultants）の助言を求めるよう事務局に要請する。

10　EEC諸国における婦人雇用に関係ある社会・経済上の諸規定

EEC社会部長　E・トフアニン

まえがき

ヨーロッパ諸国の社会関係においては，婦人は未だ，家庭内にとどまるか，あるいは外に働きに出るかのいずれかを選択する自由をもっている。婦人は家庭内にとどまるべきであるという意見がよくきかれる一方，婦人が外に働きに出ることは，個人としての要求をみたし，自己開発を助けるのに役立つことを，少なくともみとめるべきであると主張する人も多い。EEC加盟国政府は，この問題については多かれ少なかれ中立の立場をとり，この選択の自由をできる限り容易にするための措置をとることとしている。

この問題については，今はまだ態度をきめる時ではなく，われわれがここで考えようとしているのは，現行の諸規定のうち，何が婦人の雇用に直接，間接に影響を与えているかを検討しようとするものである。

（中　略）

概　要

現行の諸規定のあるものはその基準を男女を区別することにおき，あるものは平等においている。この問題については今後も引続き検討が行なわれることとなろうが，この基準の前者は，婦人の労働条件は，その健康を守り，家庭責任を遂行できるようなものでなければならないという要請から出ており，後者は，現在なにびとも婦人労働者と男子労働者の平等の権利を否定することはできないという原則から出発しているものである。この二つの基準の完全な均衡を探究することが，立法者，労働組合，学者等婦人の雇用に関係あるすべての人々にとって主たる関心事である。事実，すべての人々がこの二つの基準は相互に関連し合うことを認めており，差別が平等を制限し，平等が差別を制限している。この関係で，ある婦人雇用の専門家は次のようにのべている。〝差別というものは，もしそれが社会のある特殊な状態，例えば婦人の身体的，精神的福祉，とくに母性の利益を守るべく意図された場合にのみ，平等の犠牲において有効とされる。しかし，差別が社会的利益の保護によって客観的に正当

化されない場合には，差別は平等の基準に従い，代って平等の原則が行なわれる。

ここでわれわれは，法律 — 差別または平等のいずれにもとづくものにせよ — が，補助労働の分野で婦人の事実上の進出に与える影響を検討しようとするものである。

婦人労働者を保護する法律が必要であるという要請は，いわゆる〝保護条項〟が実際には働く婦人にとってハンディキャップとなるという理由で，しばしば反対される，これらの保護条項は，働く婦人にとって雇用機会を制限し，賃金率を低下させる要因の一つとなるというものである。たとえこの主張を受け入れることはできないとしても、これには幾分かの真実が含まれていることを否定することはできない。すなわち、婦人を男子と差別する規定が使用者に社会的負担を負わせるため，恐慌，合併や集中による事業の再編成，あるいは技術革新が，婦人を真先に解雇の対象とすることになる。また同様のことが，平等の原則とくに同一賃金の故に，しばしば使用者をして男子労働者を選ばせることになる。(後略)

（資料出所；1968年のOECDの婦人の雇用に関するヨーロッパ地域労働組合セミナーへの報告書）

11 婦人雇用に関する諸外国の考え方

(1) 米国

婦人雇用に関する公共の政策をとるにあたって考慮すべき主要な事実は，収入が必要であるということばかりでなく，家庭の外の生活への積極的な参加が必要であるということから，婦人が，労働の世界に参加することを望んでいるということである。婦人は，比較的未利用の労働力であり，雇用機会が完全雇用の状態のもとで拡大しているので，経済成長の不断の資源となっている。

（中　略）

(1) 労働力化の型

（中　略）

現在，婦人の職業生活には二つの型がある。すなわち，結婚し，最初の子の生まれるまでの2～3年間働くというものと子どもが学校にはいり，あるいは自立するようになって再び仕事にもどるというものである。

（中　略）

典型的な米国婦人は，25才で働いているより50才で働いている方が多いようである。大多数は，労働者であると同時に結婚し，家庭をもっている。婦人労働者の平均年令は，40才で，約5分の3が35才以上である。

（中　略）

結婚初期の婦人の労働力率が低いのは，若い母親は，子どもの世話をまずオーにする必要があり，またしてほしいという希望を反映したものである。6才未満の子をもつ母親が働くのは，夫が不在とか，夫の収入が比較的少ないとかいう特別の場合のみのようである。一方，専門的技能をもつ婦人は，学令前の子を一日中預ける余裕もあり，他の人たち以上に働く傾向が強い。

ひとたび子どもが学令に達すると，婦人は再び仕事にもどるというはっきりした傾向があり，とくに労働時間が家事に及ぼす影響が小さいところでは顕著である。1967年3月において，6才から17才までの子をもつ婦人（有夫者）の労働力率は，6

才未満の子をもつ人の27％に比べ，45％であった。

(ii) 家庭生活への影響

当然のことながら米国には，労働と家事とを合わせ行なうのは，働く母親の子どもに悪影響を及ぼすのではないかという心配がある。意見は一律ではないが，研究によると，労働の世界に何の経験ももたない母親より，家庭外に関心をもち，活動している働く母親の方がよい母親になり，子どもの成長にも寄与していることを示している。（中略）

現在，きわめて多くの既婚婦人が働いているので，結婚生活への影響について多くの憶測と思惑があるが，妻が働くことに対する夫の態度に大きな社会的変化があったことは，ほとんど疑う余地はない。ある研究によると，たとえば，教育程度の高い妻が職場の地位や収入で夫をしのぐ場合には，悪い結果が出ることを示しているが，それ以外の場合，研究や調査によると，子どもの成長と福祉にとってと同様，幸福な結婚生活にとっても好ましいという結果が現わ

れている。　（以下略）

（資料出所：「米国の雇用政策」（日米雇用共同研究報告書））

(2) ソ　連

ソ連の婦人は国家（State）の援助のもとに，生産への参加と家庭責任の両立に成功させており，同時に経済，公生活，文化，社会及び政治面で積極的な役割をはたしている。

社会に有益な労働の遂行は婦人の経済的独立，従って，家庭及び社会における地位の向上をもたらす。更に，労働はしばしば婦人の人格や公徳心の醸成の主因となっている。

（資料出所：第48回ILOの総会報告書中加盟国に対する質問状の回答）

(3) 英　国

母子の健康及び福祉がそれによって損なわれる場合には，家庭責任を有する婦人が仕事に就くために施設をととのえるのは正しいとは云えないのではな

ろうか。政府はまた，家庭責任を有する婦人の雇用を促進するための政策は，婦人の経済上の必要の見地から考察すべきであると考えている。単に家庭責任を有する婦人に雇用の機会を与えるため，雇用を拡大（creation）し，あるいは子供の保育施設を公機関が用意することを婦人は望まないであろう。

（資料出所：同　上）

(4) 西ドイツ

家庭責任を持つ婦人の雇用の促進という点に関しては，単に国民経済面からの要請のみならず，その問題の社会的な側面についても考慮する必要があると考える。学令以下の子供のある母親の場合は，勤めに出ることよりも家庭責任を可能なかぎり優先さすべきである。したがって我々は母親の雇用を拡大するような施策を推進することは差し控えるべきである。しかしながら，だからといって家庭と仕事との二重の重荷が逃げられない母親に対して必要な施策を考慮しなくてよいということではない。

家庭責任をもつ婦人は，労働力給源として重要ではあるが，それが唯一のものではない。外国人労働者の雇用や生産性の向上等，ほかにも労働力不足対策はある。これは男子の職場に留まらず，女性の職場として典型的と思われるようなものについてもある程度いいうることである。

母親の雇用のもたらす社会的なマイナス効果を避けるため，母親の雇用の拡大をはかろうとする前に，労働力の逼迫に対処するための右にあげたようなもろもろの可能性をより積極的に追求すべきであろう。

（資料出所；ツィオラ・クレイン著
「世界の婦人労働」）

(5) スイス

政府は子供を有する母親が家庭を離れて職業に従事することは好ましくなく，また，そのような事態を避けるため彼女等を援助する手段を講ずることが至当と考える。

経済的理由にせまられ，家庭を離れ，就労することを強いられた母親の場合，仕事と家庭責任を調和出

来るようにするため，二重の負担を軽減する対策を講ずべきである。しかし，その対策は，就労活動のウエイトが極度に増大することによって家事労働の面で調整することを援助する方向をとるべきでない。政府はもはや子供に常に注意を払わなくてもよくなった婦人にとって，経済活動に参加することは個人的な権利にとどまらず，ある場合には社会的な義務であると考えている。

それ故，若い女性の教育，職業訓練に力を入れ，母親としての義務と社会活動の重要性について教育し，中年以後の職場復帰に関心をはらわねばならない。

（資料出所：第48回ILOの総会報告書中加盟国に対する質問状の回答）

(6) ユーゴスラビア

家庭責任を有する婦人にとって，働きに出ることは経済的必要，又は家計補助の手段としてのみ見るべきではなく，それら婦人の解放という一面に着目すべきである。それ故，問題は婦人労働者が私生活や家庭生活を激変することなく，母親としての生活

支拂しむことが出来るようにするためには地域社会（Society）は，何を為すべきか決めることである。その解決策は家庭に戻ることに求められるべきでなく，子供の養育や育児のための施設の建設や家事労働をとってかわるサービス機関を設置することに求めるべきである。

（資料出所：同　上）

(7) チェコスロバキア

革命後推進された重工業中心の外延的な工業化のもとで，婦人は国民経済のなかで生じた労働力増大の緊急な要請に応えるべきだという主張が一般になされ，他面では，家事サービスの社会化，子供の学校内外での世話，商店網の整備，育児施設の増加，婦人の賃金の増大などが目指されていった。そのもとで婦人の職場進出が著しく進んだが，婦人労働と生活をめぐって新しい問題がたちあらわれてきた。

ノ　問題の提起

イ　教育的見地

幼児教育は，母親が行なうのが望ましく，幼

児を育児施設などにあずけて母親が働きに出ることは，教育上好ましくない。

ロ　経済的見地

婦人が職場に出て国民経済に貢献する分よりも，国家が働く母親の子供の施設のために出す経費の方が大きい。

また，不熟練労働者としての婦人が多すぎ効率が悪い。

ハ　人口問題

1960年代のチェコスロバキアの人口増加はヨーロッパの他の国々にくらべて少なく，こうした傾向は民族存亡の問題にかかわるので，婦人が十分に子供を産み育てられる条件を作り出す必要がある。

2　問題の展開

(1)　婦人はなぜ働き続けるか

婦人の多くが低技能，低賃金で，しかも家事負担を背負い，あるいは家事をある程度犠牲にしてまで働き続けるのは，イデオロギーによる理由のほかに，

生活構造にも原因がある。すなわち，勤労者の生活構造の経済基盤は，夫と妻の両方の収入をあわせて作られるようになった。ちなみに，子供ができて家計支出が増大していくころに賃金は横ばいになるので，共稼ぎが必然化する。また，老後の生活保障は老令年金によっているので，老令年金を得る年令に達するまで，あらゆる犠牲を払っても職にとどまろうとする傾向が一般化している。

(2) 婦人層内部の分化

一方には，最低の技能資格をもつ婦人群があり，彼女らは純粋に家計の物質的，経済的必要から労働を続けており，彼女らにとっては，労働が必要悪となっている。

他方では，相対的には少数だが，高い技能資格をもつ婦人群があり，彼女らにとっては職業は生活の意義であり，目的となっている。

さらに，この両極のあいだに多様な婦人群が存在していて，それぞれ，生活における職業の意味，関心，要求などについて，ちがいがある。

(3) 婦人労働力の需要構造の変化

60年代に入ってから，チェコスロバキアの工業化は，外延的なかたちから内包的なものへの転換を目指し，労働力の大量な粗放的利用から質的利用に重点を移す方向をとるようになった。そして技能労働者の需要が著しく増大し，不熟練婦人労働者は重視されなくなってきた。

3 対策の方向

(1) 婦人委員会の提言

かつては，経済的効率の観点から婦人労働は高くつくと説いた経済学者の見解に反対の立場をとっていたが，最近では，その見解は少なくとも不熟練婦人労働者については妥当するという見方をとるにいたった。そして，子供が2才になるまで母親は職場から休暇をとれるようにすべきだという意見を出している。

(2) 幼児教育の見地からの提案

母親は子供が3才まで職場を休み，その間国家から月500コルナ（約12,500円）をうけるとい

う制度をつくれという提案もある。（雇用者の平均月収約1400コルナ〔約35,000円〕）

これに対して，技能資格の高い婦人から，2年または3年という長い期間，職業活動から離れるということは，社会的にも個人的にもマイナスであり，一方では，上のような制度を整備しながら，他方では育児施設をいっそう拡充し，働く婦人にとって，その特殊性に応じさまざまな選択の可能性を開いておくべきだという意見が出ている。

このように，婦人労働の一般化のなかで生じてきた問題に対して，婦人内部の各層の特殊な立場をふまえたかたちで，さまざまな解決策の模索が行なわれている。

（資料出所：チエコスロバキアにおける既婚婦人の「職業と家庭」問題（中央大学講師 石川晃弘）……季刊労働法第76号）